

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程（昭和40年新潟県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
目次		目次	
第1章～第7章 (略)		第1章～第7章 (略)	
第8章 <u>その他保安上必要な事項 (第19条)</u>		第8章 雑則 (第19条)	
第9章 雑則 (第20条)			
(責任分界点)		(責任分界点)	
第2条 電気工作物の保安上の責任分界点は、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> の設置する電気工作物との財産分界点とする。		第2条 電気工作物の保安上の責任分界点は、 <u>東北電力株式会社</u> の設置する電気工作物との財産分界点とする。	
2 (略)		2 (略)	
<u>第8章 その他保安上必要な事項</u> (サイバーセキュリティの確保)			
第19条 電気工作物の保安を確保するため、「 <u>自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン</u> 」に基づき、 <u>サイバーセキュリティの確保のための適切な措置を講ずるものとする。</u>			
第9章 (略)		第8章 (略)	
第20条 (略)		第19条 (略)	
別表第1 (第2条関係) 自家用電気工作物の責任分界点		別表第1 (第2条関係) 自家用電気工作物の責任分界点	
自家用電気工作物	保安上の責任分界点	自家用電気工作物	保安上の責任分界点
栃尾工業用水道取水場	新潟県長岡市大川戸字下平577番地所在の栃尾工業用水道取水場構内において、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。	栃尾工業用水道取水場	新潟県長岡市大川戸字下平577番地所在の栃尾工業用水道取水場構内において、 <u>東北電力株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。
新潟臨海工業用水道 笹山浄水場	新潟県新潟市北区笹山所在の新潟臨海工業用水道笹山浄水場構内において、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。	新潟臨海工業用水道 笹山浄水場	新潟県新潟市北区笹山所在の新潟臨海工業用水道笹山浄水場構内において、 <u>東北電力株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。
新潟臨海工業用水道 沢口導水ポンプ場	新潟県阿賀野市上一分字山ノ下292番地所在の新潟臨海工業用水道沢口導水ポンプ場構内において、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 配	新潟臨海工業用水道 沢口導水ポンプ場	新潟県阿賀野市上一分字山ノ下292番地所在の新潟臨海工業用水道沢口導水ポンプ場構内において、 <u>東北電力株式会社</u> 配電線に接続す

	電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。		る県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。
上越工業用水道 上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において <u>東北電力ネットワーク株式会社配電線</u> に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。	上越工業用水道 上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において <u>東北電力株式会社配電線</u> に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。
上越工業用水道 黒井中継ポンプ場	新潟県上越市大字黒井字土屋421番地20所在の上越工業用水道黒井中継ポンプ場構内において <u>東北電力ネットワーク株式会社配電線</u> に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。	上越工業用水道 黒井中継ポンプ場	新潟県上越市大字黒井字土屋421番地20所在の上越工業用水道黒井中継ポンプ場構内において <u>東北電力株式会社配電線</u> に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。